

FM まいづる中継局設置工事に関する公開質問状（令和4年10月11日付）  
に対する舞鶴市回答についての見解

FM まいづる中継局設置工事についての舞鶴市議会答弁について、一般財団法人有本積善社は舞鶴市へ文書による申し入れを行ってきたが、令和4年9月舞鶴市議会において、舞鶴市長及び川端市長公室長による不正確かつ市民に対して不誠実な答弁が引き続き行われた。当財団は、公開質問状にて市議会答弁の撤回を求めたところ、舞鶴市から回答（令和4年10月28日付、令和4年11月4日付）を入手した。しかしながら、舞鶴市からの回答は、当財団の趣意に沿ったものではなかったため、当財団の社会的名誉を回復する為、また、正しい情報を市民に伝える為、当財団独自に令和4年11月8日に記者会見を開催し、正しい情報を公開した。ここに、舞鶴市からの回答に対する当財団の見解をまとめると共に記者会見で公表した資料を公開する。

令和4年12月7日  
一般財団法人有本積善社  
代表理事 有本圭志

【公開文書】

<舞鶴市から一般財団法人有本積善社への回答>

公開質問状について（令和4年10月28日付／舞鶴市長 多々見良三）

公開質問状について（令和4年11月4日付／広報広聴課長 大槻成雄）

<令和4年11月8日 一般財団法人有本積善社 記者会見 配布資料>

【舞鶴市回答について】

1. 令和4年9月14日舞鶴市議会代表質問（鴨田議員）の答弁について

1) FM まいづる加佐中継局の伝送回線の設計において有線回線から無線回線へ、当財団が設計変更を要望した「資料」「根拠」があり「6月議会の市の答弁の撤回の必要はない」とした多々見市長の答弁について

2) 「基本計画は既に達成している」「FM放送をしていただく事業者ですので、だから努力を認める」という多々見市長の答弁について

3) 放送事業において平時と緊急時の放送の区別はない

4) 音楽放送とその他の放送を区別することはない

<財団見解>

舞鶴市からの回答には当財団の主張に対する合理的な回答は無く、議会答弁の撤回は受け入れられなかった。舞鶴市がこのような誤った答弁や文書を公開することにより、当財団の行為に対する誤った認識が流布される可能性がある為、舞鶴市のこのような行為に対して当財団は強く抗議すると共に、当財団は、自ら当該資料及び関連資料を公表し、当財団の名誉を自ら回復する。

2. 令和4年9月15日舞鶴市議会一般質問（小杉議員）の答弁について

1) 設計会社「建設技術研究所」が本事業から撤退した理由

<財団見解>

舞鶴市は建設技術研究所が施工監理を怠りしなかった（事実上の撤退）理由を「十分な生産体

制を整えることができないため」と認識しているが、設計した一部上場企業の設計会社が施工監理において「生産体制を整えることができない」とすることは明らかに不自然である。建設技術研究所は、詳細設計の実施範囲であった免許申請書の作成を、「これまでに作成経験が無いので完了できない」と明言し、受託した詳細設計にも問題があったと認識していた。設計や免許申請書の作成を十分に行うことができず、施工監理も行う事ができないような会社に設計を発注した舞鶴市の責任は重い。

また、舞鶴市は「設計の過程等について事実確認しております。」と回答したが設計上の問題点を精査した形跡はなく当財団への照会も一切無かった。詳細設計を行った建設技術研究所に対して、その設計責任を当初から精査、追及しようしない舞鶴市の対応は市民が理解できるものではなく大きな問題である。

2) 令和2年10月28日付の広報広聴課の本メールの趣旨について

3) 技術基準に適合していても設計したものが正常に作動しなかった事が問題

<財団見解>

舞鶴市の回答は、「関係者が判断できない状況であったため、発注者として、まずは同局（近畿総合通信局）の事前確認を受けるべきと考えたことから、資料提出を早急に行っていただくよう、お願いしたものと回答したが、近畿総合通信局への申請前のデータ提出は事実上の最終データでなくては審査を受けられず、合理的な回答ではない。通信局の指摘（遮蔽損失が3dBほど大きいとの指摘）に対して当方から提案した第三者への意見聴取を怠り、その責任の一部を暗に国（総務省近畿総合通信局）へ転嫁しているものである。

また、舞鶴市は「机上でのシミュレーションだけでは十分でなく、実際に試験電波発射しなければ、正確に把握することできません」と回答し答弁を撤回しないとしているが、当財団は保有する資料により建設技術研究所のシミュレーションや設計の問題点を、別の設計会社による回線設計書により明らかにし、無線STLの電波が届かない状況を回避できた可能性があることを示し、舞鶴市の答弁は合理性に欠けることを明確にする。

3. FMまいづる中継局に関する建設技術研究所の詳細設計の不備について

1) 建設技術研究所の詳細設計業務は適切に完了されていなかった。

2) 建設技術研究所は業務範囲であった中継局の免許申請書類の作成を完了できていなかったにも関わらず、舞鶴市は、建設技術研究所の業務は令和2年2月28日に完了、同日に検査業務を完了したとしている。

<財団見解>

舞鶴市は当財団の提示した事実に対して一切合理的な回答や説明を行わず、建設技術研究所の業務は完了していると回答している。実際は完了していないのに公金を建設技術研究所に支払ったことは重大な問題である。当財団は、建設技術研究所の詳細設計業務が適切に完了していなかった事実を広く市民に公表し、建設技術研究所の設計責任と舞鶴市の監督責任を明確にする。

4 加佐中継局の追加工事（1990万円）は、舞鶴市の不適当な設計業者選定と建設技術研究所の設計不備を防げなかった舞鶴市の監督責任により発生

<財団見解>

舞鶴市は、「当初想定していた以上に地形的要因や自然環境の影響を受けるなど、予期しなかった要因で基準を満たす電波の送受信ができないことが判明したもので、設計に瑕疵はなく」と回答したが、今回、当方が第三者に依頼した再シミュレーション（別の設計会社による回線設計書）結果によると、十分に予期できていた事実がある。当財団はこの事実と建設技術研究所の設計の問題点を明らかにする。

また、舞鶴市は、加佐中継局の追加（改修）工事の設計を「設備の導入に関わった業者に依頼したもの」と回答しているが、詳細設計を行った建設技術研究所の責任を追及せず、他業者に設計を引き継がせ、本中継局の設計責任の所在が更に不明確とした責任は大きい。追加工事費（1990万円）を市民に負担させるべき合理的な理由が無いことは明らかである。

5 事実でない事を答弁された事により当財団の名誉が損なわれたことについて

1) 令和3年5月頃に FM まいづるの中継局が開局する事を総務省近畿総合通信局からプレス発表しているにも関わらず、設計に大きな問題があった為に中継局が正常に稼働せず、中継局開局が大幅に遅れる事を舞鶴市は自ら公表しなかったこと

<財団見解>

舞鶴市は「FM 中継局の開設の時期において、市は、完了時期に合わせて公表することを予定しており、」と回答したが、本事業は当初は、令和3年2月頃、工期を延期し5月頃の開局を目指して、当財団が免許人として近畿総合通信局に免許申請を行い、関係者が総力を上げて取り組んでいたものであり、放送開始時期が不確定である事実無く、当財団が申し入れを行ったにも関わらず、放送開始が大幅に遅れる事を議会等で公表しなかったことは、市にとって都合の悪い事実を隠蔽しようとしていたものである。

2) 当財団が新聞取材に対応したことなどについて守秘義務違反の疑惑をかけたこと

<財団見解>

舞鶴市は、「取材対応については、事前に市に協議をいただくべきものであったと考えております」と回答したが、取材の依頼があった直後に当時の広報広聴課の三輪課長に電話で承諾をとった上で取材を受けたもので、事実と反する回答である。当財団に契約上の守秘義務違反が無い事は明らかである。

3) 加佐中継局の中継回線に無線伝送が導入された経緯や理由に当財団の要望があったように答弁し印象操作をしたこと

<財団見解>

舞鶴市は、「一度も貴団体に責任を追及したことはありませんし、印象操作をする意図はありません」と回答したが、守秘義務違反や「強い要望」と言った言葉を恣意的に議会で複数回使用しており意図があったととれる。当財団への謝罪や答弁の撤回はなく、当財団はあらゆる方法で独自に名誉の回復を図るものである。

以上